

質疑回答書
件名：東洋町同報通信システム整備事業

東洋町同報通信システム整備事業に係る質疑について、下記のとおり回答します。

区分	ページ番号	項目	質疑	回答
要求水準仕様書	P.2	「第4条 2.提案対象となるシステム概要(4)」について	停電時は最適な運用が出来る直流電源装置や無停電電源装置でバックアップ対策を施すこと。また庁舎及び地域防災センターの既設非常用電源で通報を中断することなく動作できること。について、施設に具備されている非常用発電機は使用しても良いと判断してよろしいですか。	宜しいです。
	P.4	「第9条 1.親局設備 (1)操作卓 1)」について	通信回線機能として、市町村デジタル同報通信システム(ARIB STD-T115)方式及び IP(LTE)回線に対応した機能を有すること。とありますが全体構成がT115のみの場合、IP(LTE)回線に対応した機能は必要ないと考えてよろしいでしょうか。	宜しいです。
	P.7	「第9条 4.屋外拡声子局設備(IP(LTE)回線)」について	システムをT115のみで構築する場合は必要ないと考えてよろしいでしょうか。	宜しいです。
			屋外拡声子局設備(市町村デジタル同報通信システム(ARIB STD-T115)方式)には、以下の外部接続箱仕様があります。屋外拡声子局設備(IP(LTE)回線)も同等の仕様であると認識しますが本解釈でよろしいでしょうか。 1) ローカル放送機能により、屋外拡声筐体単体でチャイム・サイレンを含めた音声放送ができること。 2) オートリセットブレーカを内蔵し、過電流保護を行うこと。 3) 商用電源入力から雷による誘導事故から機器を保護できること。 4) ブレーカが遮断されても一定時間後に自動的に復帰できること。 5) 短絡などによる連続的な過負荷の場合は、再復帰動作を繰り返さないこと。	宜しいです。
		「第9条 5.屋内告知端末(タブレット端末)」について	ライブビジョンのタブレットを配布する事は、今回の事業に含むと考えていますが、ライブビジョンに関する維持費については、今回の事業に含まないと考えてよろしいでしょうか。	現在運用中のライブビジョンシステム(スマートフォン用アプリ)に係る維持費は、本事業には含まれません。ただし、本事業において新たに整備するタブレット端末および当該端末用ライブビジョンシステムに係る維持費については、見積に含めて算出してください。なお、ライブビジョンシステムに係る保守契約については、受託者決定後に別途協議いたします。
		「第9条 5.屋内告知端末(タブレット端末)(1)機器仕様 3)」について	電波状況に応じて、上記1)の通信サービス網を組み合わせ利用できること。とありますがどういった組み合わせを指しているのかご教示願います。	仕様書の記載文章に関して、上記1)ではなく、上記2)が正でございます。大変申し訳ございません。以下のとおり訂正させていただきます。 「5.屋内告知端末(タブレット端末) (1)機器仕様 1)端末単体でLTE通信可能なこと。 2)docomo.au,SoftBankのいずれかの通信サービス網を利用できること。 3)電波状況に応じて、 上記1) 上記2)の通信サービス網を組み合わせ利用できること。」 また、記載の意味としては、タブレット端末を配布する際に、最適な回線(docomo.au,SoftBank)を受託者が調整することを意味しております。例えば基本はA回線にて設定を行いますが、一部A回線よりもB回線が優れている地域があった場合、その地域はB回線にて設定するなど、電波状況に合わせて適切にタブレット端末を配布することを意味しております。
		「第10条 機器構成」について	構成するシステム及び機器の5年間の保守にかかる費用(保守点検費(年1回の各設備の点検ならびに定期交換部品の費用、交換業務費用)、通信費、サービス利用料、ライセンス料等を含む一切のランニングコスト)を積算に含むこととする。とありますが、 ①タブレットの運用保守費には現在運用中のアプリの費用は含まれないという認識で問題ないでしょうか。 ②5年間の運用の中で発生した機器の「故障」に関して、代品手配、当該機器の修理費用は保守に含まれないという認識で問題ないでしょうか。	①②ともに、お見込のとおりで問題ございません。
	P.9	「第11条 工事要求水準」について	撤去範囲は協議とあります。 既設の全世帯に配布している告知端末の撤去は残置と考えてよろしいでしょうか。	宜しいです。
		「第11条 工事要求水準 4)」について	現在発注者が保有しているアナログ同報設備、有線告知システム、移動系設備等の不要な既存設備は撤去すること。(撤去範囲は協議)とありますが、有線告知システムのシステム構成が不明なため撤去範囲が不明です。役場、消防と拡声子局には告知システムの機器がありましたので把握していますが 屋内告知端末がどれほど数量があるのかご提示ください。大量にある場合は、住民の方に役場や近くの公民館に持って来てもらうなど お願い出来ませんか。また屋内告知端末向け光ケーブルの撤去が必要になると、宅内LANケーブルの撤去工事も発生し、莫大な費用となります。既存のFTTH保守事業者にお願ひし、費用を支払う必要があると思われます。加えて、屋外拡声設備向け光ケーブルの撤去も既存のFTTH保守事業者にお願ひをするしかないと思いますが、東洋町様と決まった単価があるのでしょうか。他にも上記以外の光ケーブル撤去が存在するのかご提示ください。	本事業には、住民に配布している屋内告知端末及び同端末に付随する光ケーブル・宅内LANケーブルの撤去は含まれません。また、屋外拡声設備に係る光ケーブルについては、既存の屋外拡声設備に付属する光ケーブルは撤去対象とし、引き込み柱以降の光ケーブルについては対象外(残置)とします。
	別紙1	「屋外拡声子局一覧」について	既存の子局設置状況で環境色である場所があればご教示ください。	既存子局で環境色を採用しているものはございません。